

令和元年度厚生労働行政推進調査事業費補助金
(政策科学総合研究事業(政策科学推進研究事業))
「高齢期を中心とした生活・就労の実態調査(H30-政策-指定-008)」

住宅手当導入の政策効果: マイクロシミュレーション分析¹

研究協力者 田中聡一郎(関東学院大学経済学部准教授)

研究分担者 渡辺久里子(国立社会保障・人口問題研究所 企画部 研究員)

研究代表者 山田篤裕(慶應義塾大学経済学部教授)

1. 問題意識

日本に住宅手当を導入した場合の効果について、いくつかの先駆的な研究(室田 2010、丸山 2013)が存在する。しかし、諸外国のような世帯所得に応じた住宅手当や日本の住宅セーフティネット制度にある家賃低廉化支援など、具体的な制度設計如何により、政策効果は大きく異なることが予想され、検証課題として残されている。そこで本稿では『全国消費実態調査』を用い、各国の住宅手当制度を参考に制度設計上の要点をまとめたうえ、諸外国と日本の制度を参考にした3種類の仮想的な住宅手当の制度設計により、住宅費負担軽減や貧困率削減効果がどれほど異なるのか、シミュレーションを行った。

周知のように日本の住宅政策は持家促進を目的に立案されてきたため、民間の賃貸住宅に居住する一般の低所得者に対する政策が未整備であった²。その結果、現役世代では、1990年代半ば以降の給与住宅の減少、賃金水準の低下などもあり、所得によっては住宅費負担が過重となっている世帯も少なくない。高齢世代では、現役期に住宅購入ができなかった場合は低所得であることが多く、その家賃支払いや保証人の確保などが一層の困難を抱えている。

さらに将来、低年金や無年金の高齢者が増加することが予測されている(稲垣 2010)。高齢期の生活を支える経済的基盤は年金と住宅と考えられるが、住宅購入をするためには現役期に安定した収入が必要となる。しかし例えば、厚生年金に加入できない非正規労働者の場合は住宅資産形成も困難であろう。実際、現役世代の持ち家率は低下傾向にある。したがって今後、低年金で民間賃貸に住む高齢者への政策対応が社会政策における重要課題となろう。

こうしたなか、新たな低所得者対策として注目されているのが住宅手当である。住宅手当は、低所得世帯

¹ 本稿は令和元年厚生労働行政推進調査事業費補助金(政策科学推進研究事業)「高齢期を中心とした生活・就労の実態調査」の助成により実施された。なお本稿は、総務省統計局『全国消費実態調査』の調査票情報を筆者が独自に集計・分析したものである。そのため同調査報告書と整合性があるとは限らない。調査票情報提供にご協力頂いた関係者各位に深く御礼申し上げます。なお、本研究は筆者らの所属機関の見解を示すものではない。

² 2015年に施行された生活困窮者自立支援制度には住居確保給付金がある。ただ、対象者は離職等により住居を失った(あるいは失う恐れのある)者であり、また支給期間も原則3か月(最長9か月)と短期間であるなど、諸外国で実施されている住宅手当とは異なっている。また2017年から住宅セーフティネット制度(住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律)にも家賃低廉化支援もあるが、セーフティネット住宅(登録住宅)に入居する低額所得者を支援対象としており、限定的な運用となっている。

の(最低基準を満たす)住宅の確保という住宅政策的な目的³と、低所得世帯の住宅費負担の軽減という社会政策的な目的という、2つの目的を有している(Kemp2007、齋藤 2013)。住宅手当の創設により、空き家・空き部屋などを有効に活用し、低廉で質の高い民間賃貸市場を生み出すことで、低所得者の住宅確保が図られることも期待されている。

本稿の構成は以下の通りである。次節でシミュレーションのための仮想的住宅手当制度の参照とするため、先行研究に依拠しつつ、英仏独の住宅手当制度および日本の関連制度を概観したうえで、住宅手当導入の効果に関する先行研究を紹介する。第3節ではデータおよび本稿のシミュレーションに用いた3種類の仮想的な住宅手当を紹介する。第4節で3種類の仮想的住宅手当が各々住宅費軽減効果や貧困率削減効果に与える影響のシミュレーションを示す。第5節で本稿のまとめを行う。

結論を先取りすれば、今回推計を行った住宅手当では(1)第I十分位での住宅費負担率を4割未満に軽減する効果があること、(2)貧困率を2~5割削減する効果があること、(3)現役世代では民間賃貸世帯の貧困率を総人口の貧困率なみに引き下げる効果がある一方、高齢者の民間賃貸世帯では10%ポイント程引き下げるものの、それでもなお総人口の貧困率の2倍程度あること、などが明らかになった。

2. 住宅手当の意義

(1) 各国の制度設計⁴

住宅手当の国際比較については、多くの研究がある。ここではそれらの先行研究(Kemp2007、齋藤 2013、日本住宅総合センター2012、増井 2020 等)に依拠しながら、この後のシミュレーション分析用の仮想的な住宅手当制度の設計のため、ポイントをしばって確認を行う。なお住宅手当の社会保障制度における位置づけは、公的扶助との関係が特に重要である。なぜならば、最低生活保障を行う公的扶助制度内で、住宅費に対する現金給付が行われる国もあれば、公的扶助制度とは別途独立して、住宅費に対する現金給付が行われている国もある。そのため、住宅手当の制度設計(対象者、給付水準等)や規模は他の社会保障との関係が重要であり、それぞれの国々で違いが生じる。

① イギリス

イギリスでは、2013年に資力調査付きの現金給付・給付つき税額控除を統合し、新たな公的扶助のユニバーサルクレジットを導入することになった。現在移行期間中であるが(2023年の完全移行)、住宅手当(Housing Benefit)も統廃合されるため、ユニバーサルクレジットの対象者である18歳以上年金受給開始年齢未満の低所得者には、ユニバーサルクレジットの住宅加算が支給される形になる⁵。ただ本稿では日本の住宅手当の導入の分析を行うため、ユニバーサルクレジット導入前の独立してあった住宅手当の検討を行う。

イギリスの制度(2012年以前)としては、(a)住宅手当、(b)持家住宅ローン向け所得補助(Income Support for Mortgage Interest)がある。制度概要は次の通りである。

(a)住宅手当は、低所得の賃貸世帯を対象とした現金給付である。資産要件があり、総資産が16000ポンドを超える場合は支給されない。また総資産が6000ポンドを超えると、250ポンドあたり1ポンドずつ所得換

³ 諸外国では、住宅手当の支給対象とする住宅に面積や設備などの質的条件をつけることがある。

⁴ 各国の制度の記述については、全体としては齋藤(2013)、増井(2020)、またイギリスの住宅手当は海老塚良吉・篠原二三夫(2012)、フランスは檜谷(2012)と内閣府(2015)、ドイツは半谷(2012)と森(2019)を参考にした。

⁵ なお現在は住宅手当の新規申請は障害者と高齢者に限定されている(増井 2020)。

算される(ただし、60歳以上の年金受給者は別の資産要件となっている)。なお、住宅の質に関する要件はない。給付の算出方法は、次の通りとなっている。

$$\text{支給額} = \text{「最高適格家賃」} - \text{「被扶養者控除等調整」} - (\text{「調整済所得」} - \text{「基準生活費」}) \times 0.65$$

※ 適格家賃とは、地域の家賃市場に基づいてベッドルーム数等で設定された標準家賃

※ 被扶養者控除等調整とは、被扶養者所得による調整や家賃に含まれる食費・燃料費等の減額等

※ 「調整済所得」-「基準生活費」が負の場合は、それを0とする。

(b) 持家住宅ローン向けの所得補助は、イギリスの以前の公的扶助であった所得補助受給者の住宅ローンの利子に対する補助である。

② フランス

フランスの住宅手当は、(a) 個別住宅援助 (APL: Aide personnalisée au logement)、(b) 家族住宅手当 (ALF: Allocation de logement familiale)、(c) 社会住宅手当 (ALS: Allocation de logement sociale) の3つの制度がある。これらの制度は、借家世帯のみならず持家世帯も対象となる。また公的扶助である積極的連帯所得手当 (RSA: Revenu de solidarité active) との併給も可能であるが、収入認定される。制度概要は次のとおりである。

(a) 個別住宅援助は、国と協約を交わしている民間借家の賃借人、金融機関と国との協約に基づくローン (PC) や社会住宅ローン (PAS) で住宅購入した世帯等を対象としている。(b) 家族住宅手当は、民間借家の賃借人、住宅ローンを締結している者のうち、扶養すべき子どもや高齢者、障害者などがいる世帯等を対象としている。(c) 社会住宅手当は、民間借家の賃借人、住宅ローンを締結している者のうち、APL や ALF を受給していない低所得世帯を対象としている。給付の算出方法については、いずれの手当も同様になっている。なお、賃貸の場合、住宅の質に関する要件を満たす必要がある。

賃貸の場合： 支給額 = 「上限家賃」 + 「共益費」 - 「自己負担額 (世帯構成や世帯所得等から算出)」

持家の場合： 支給額 = K (「ローン返済額」 + 「住宅管理費」 - 「最低返済額」)

※ K : 世帯構成や所得等から算出される係数

③ ドイツ

ドイツの住宅手当 (Wohngeld) は、公的扶助 (求職者基礎保障と社会扶助) を受給していない低所得世帯 (借家・持家世帯) を支給対象としている (すなわち公的扶助との併給を認めていない)。住宅の質に関する要件がある。また給付の算出方法は、次の通りとなっている。

$$\text{住宅手当月額} = 1.08 \times (\text{「住宅費月額」} - (\text{a} + \text{b} \times \text{「住居費月額」} + \text{c} \times \text{「総所得月額」})) \times \text{「総所得月額」}$$

※ a、b、c は世帯人員に応じた係数

住宅費月額には、家賃のほかに、上下水道費、ゴミ収集料金や共益費、暖房費等が含まれる。持家の場合は住宅ローンの元利返済額、不動産税、暖房費等が含まれる。ただし、住宅手当の対象となる家賃額や

持家の費用負担額には地域と世帯人員による限度額がある。

④ 日本

これまで日本では、低所得世帯向けの独立した住宅手当は整備されていなかった(公的扶助の生活保護制度の住宅扶助がある)。しかし限定的ではあるが、近年新たな制度として(a)住宅確保給付金(生活困窮者自立支援制度)、(b)家賃・家賃債務保証料の低廉化支援(住宅セーフティネット制度)が導入された。いずれの制度も借家世帯の家賃を対象としており、また生活保護の住宅扶助との併給はできない。その制度概要は次のとおりである(2020年3月時点)。

(a)住宅確保給付金の対象者は、離職後2年以内で65歳未満の住宅を失った(あるいはその恐れのある)生活困窮者である。所得要件は世帯合算収入が基準額(=住民税の均等割が非課税となる収入額の1/12)+家賃額以下となることである。資産要件は世帯の預貯金の合計額が基準額×6倍(ただし100万円を超えない額)以下となることである。支給額は家賃額であるが、住宅扶助特別基準が上限となっている。ただし、家主に代理納付される。また住宅の質に関する要件はない。

(b)家賃・家賃債務保証料の低廉化支援の対象者は、セーフティネット住宅(登録住宅)に入居する住宅確保要配慮者の低額所得者(月収15.8万円=収入分位25%以下の世帯)である。ただし、家主に代理納付される。家賃低廉化に関する補助限度額は月4万円(国:2万円、自治体:2万円)、補助期間は原則10年以内である。保証料の低廉化に関する補助限度額は年6万円(国:3万円、自治体:3万円)であり、また家賃と保証金の支援は年額で合計して48万円/戸・年を限度としている。なお、家賃は近傍同種の住宅の家賃と均衡を失しない額にすることが求められている(国による改修費の直接補助を受けた場合には、公営住宅相当の家賃水準以下)。またセーフティネット住宅には登録基準(床面積25㎡、台所・便所・浴室等の設備等)があり、住宅の質に関する要件がある。

(2) 日本への住宅手当導入に関する先行研究

日本への住宅手当(家賃補助)の導入を検討した先駆的な研究には、室田(2010)と丸山(2013)がある。

室田(2010)は、世帯収入と家賃負担のモデルケースを用いて、公営住宅の裁量階層にあたる収入分位40%以下を対象として想定した家賃補助の導入の推計を行っている。支給額は実家賃から基準家賃(世帯収入の20%)を差し引いて、補助率を70%または80%とした制度設計となっている。分析結果として、収入は10.4~31.3万円の8パターン、家賃は4~10万円の7パターン、補助率70%と80%の2パターンで区分したモデルケースの家賃補助の金額および住宅費負担率を算出している。

丸山(2013)は総務省統計局『住宅・土地統計調査』(2003年)の個票データを用いて、公社・公団住宅、民営借家の居住者で、等価収入が第1分位(下位10%)の者を対象とした住宅手当の導入シミュレーションを行っている⁶。支給額は、生活保護の住宅扶助の支給上限額であり、具体的には1級地または2級地で月額1万3000円、3級地で月額8000円としている(ただし、家賃・間代がそれを下回る場合は実額)。分析結果としては、第1十分位の低所得世帯の住宅費負担率は公団・公社住宅の居住者の場合で52.6%から

⁶ さらに、住宅手当が支給される公務員、親からの仕送りのある学生、職業不詳者、住宅手当が支給されていると仮定される雇業者、生活保護世帯を対象外としている。

40.6%、民間住宅の居住者の場合で55.3%から47.4%へとおよそ10%ポイントほどの低下となっている⁷。

これらの先行研究は、日本における住宅手当導入の効果を検討するうえで重要な研究成果である。ただ、室田(2010)はモデルケースによる家賃補助金額の算出であり、住宅手当導入の結果、実際の住宅費負担率や貧困率など、支出・所得分布がどのように変化するのかは明らかでない。また丸山(2013)の場合は、利用している『住宅・土地統計調査』は居住水準に関する詳細データが入手できる一方、所得データは階級値であるために、諸外国で用いられているような世帯所得に連動した住宅手当支給額の効果を推計するのは難しい。また税引前の総所得でもあるため、可処分所得の相対的貧困率の推計できないため、住宅手当の貧困率削減効果は計測できない。

そこで、本稿では所得、消費、住宅データが揃っており、かつ所得データに関しても実数値(連続変数)を利用できる『全国消費実態調査』を用い、諸外国の世帯所得に連動した住宅手当や、日本の他制度を参照した3種類の仮想的住宅手当導入の効果をシミュレーション分析によって明らかにする。

3. 分析手法

(1) データ

本稿では、2009年総務省統計局『全国消費実態調査』のマイクロデータである。同調査は、消費・所得・資産の把握を行っている総合的な調査である。また調査規模も大規模であり、2009年の調査では標本数は約57000世帯(うち単身世帯は約4400世帯)となっている。

居住形態は、「持家」「民間賃貸」「公営賃貸」「公社・公団」という区分で整理している⁸。

住宅費は、『全国消費実態調査』の「家計簿票」を用いて、以下のように居住形態別に定義する。持家世帯の住宅費は「土地家屋借金返済額+地代+設備修繕・維持費+光熱水費+住宅関係負担金」、賃貸世帯⁹の住宅費は「家賃+地代+設備修繕・維持費+光熱水費+住宅関係負担金」である。ただし、土地家屋借金返済額は、「家計簿票」の質問項目でのデータ制約上、元本分と利子分を分離して把握できないことに留意する必要がある。

所得は、可処分所得を用いる。本稿の可処分所得は『全国消費実態調査』の「年収・貯蓄等調査票」の年間収入(勤め先からの年間収入+農林漁業収入+農林漁業以外の事業収入+内職などの年間収入+公的年金・恩給+親族などからの仕送り金+家賃・地代の年間収入+利子・配当金+企業年金・個人年金+その他の年間収入)から筆者らがマイクロシミュレーションにより推計した所得税・住民税・社会保険料を差し引いたものである(田中・四方 2012)。なお、住宅費負担は所得階層別にも検討するが、ここでは等価可処分所得(世帯可処分所得を世帯人員の平方根で除したもの)の十分位階級を用いる。

(2) 分析指標

住宅手当導入効果を計測するために、住宅アフォーダビリティを計測する際の最も基本的な指標である住宅費負担率、貧困層を計測する際の代表的な指標である相対的貧困率を用いる。住宅費負担率は、「世

⁷ 丸山(2013)では、住宅手当の所要財源もあわせて算出しており、約1998億円(収入不詳など除外したサンプルも加えると約2400億円)としている。

⁸ これらの居住形態以外にも、給与住宅(社宅・公務員住宅、寮・寄宿舎)があるが、本稿には記載していない。

⁹ 賃貸世帯には、民間借家・借間、公営借家、公団(都市再生機構)・公社の借家、社宅・公務員住宅、寮・寄宿舎が含まれる。

帯の住宅費を可処分所得で除したものである。また相対的貧困率は、「等価可処分所得の中央値の 50%を貧困ラインとして、その貧困ライン未満の所得しかない世帯で暮らす人口の割合」である。

本稿では、マイクロシミュレーションモデルを用いて住宅手当の推計を行うが、その際、住宅費から住宅手当を差し引いたときの住宅費負担率の変化、また住宅手当を可処分所得に加えたときの相対的貧困率の変化をみることによって、導入効果の検証を行う¹⁰。

(3) 3種類の仮想的な住宅手当制度の設計

① 支給対象

本稿では、日本の現行の住宅政策や社会保障制度を前提とした住宅手当の導入シミュレーションを行う。そのため、公営住宅世帯、また住宅ローン減税の恩恵を受けてきたと考えられる持家世帯は支給対象外とする。また生活保護世帯も住宅扶助があるため対象外とする¹¹。さらに給与住宅も対象外とした。そのため、給付対象世帯は、民間賃貸世帯、公社・公団の賃貸世帯となる。

なお支給対象となる住宅については、住宅の質(床面積や設備など)に関する要件を設ける国もあるが、本稿の住宅手当(【a】【b】【c】の3案)では住宅の質の要件はないものとして推計を行った。

② 給付水準

仮想的な住宅手当の給付額は、以下の計算式を用いる。この式は Kemp(2007)によって、各国の住宅手当の給付設計について一般化されたものであり、室田(2010)や齋藤(2013)でも紹介されている¹²。

$$\text{住宅手当支給額} = \text{補助率} \times (\text{対象住宅費} - \text{自己負担額})$$

各国の住宅手当を概観すると、住宅手当の給付額は、定額ではなく、①世帯所得、②世帯人員、③対象となる住宅費等を考慮して決定している。また住宅費全額でなくその一定割合を支給している国が多い。

まず「対象住宅費」とは支給対象とする住宅費の金額であり、地域別に算出された標準家賃等を用いる方式(事前評価)と、家計が実際に支払った家賃等を用いる方式(事後評価)がある。次に「自己負担額」とは、住宅費のうち家計が支払うべきとされる負担額のことであり、世帯構成や所得階級などにに基づき世帯ごとに算出された金額を用いる方式と、世帯所得の一定割合を支払う方式がある。そして「対象住宅費」から「自己負担額」を差し引くことによって、住宅手当の給付額のベースが算出される。「補助率」100%のとき、この差

¹⁰ なお貧困削減効果を計測する際、可処分所得に住宅手当を加えることによる相対的貧困率の変動によって、その効果を計測するが、貧困ラインは住宅手当導入前のもので固定した。

¹¹ ただし『全国消費実態調査』には、生活保護受給かどうか判断する変数が含まれていない。そこで筆者が生活保護世帯に該当すると考えられる条件(住民税がゼロ、その他の年間収入額[=生活保護費が含まれる]がゼロより大きい、住宅ローンや居宅外の住宅や土地を持たない、金融資産が最低生活費1か月分未満)で探索したところ、生活保護世帯として同定できるサンプルはなかった。そのため本稿の住宅手当は生活保護世帯に支給されていないと考えることができる。

¹² Kemp(2007)の場合は、自己負担額を「負担率×認定所得」と表記している。本文の式は理解のしやすさから齋藤(2013)の表記にした。なおこの式と「②給与水準」における説明についても Kemp(2007; 2012)およびその解説である齋藤(2013)の記述に基づく。

額が全額支給されるが、一定割合(補助率を100%未満)とする国もある。

本稿では、この算定式に基づいた住宅手当(【a】、【b】の両案)に加えて、日本の住宅セーフティネット制度のなかで実施されている家賃・家賃債務保証料の低廉化支援を参考にした住宅手当【c】を導入するシミュレーションを行う。具体的には、以下のような住宅手当である。

$$\text{【a】 住宅手当支給額} = \text{住宅扶助特別基準一世帯総所得} \times 16.1\%$$

$$\text{【b】 住宅手当支給額} = \text{実際の家賃負担[家賃+住宅関係負担金]} - \text{一世帯総所得} \times 16.1\%$$

$$\text{【c】 住宅手当支給額} = \text{家賃の低廉化支援 (月額4万円)}$$

ここで、住宅手当案の概要を説明する。【a】、【b】両案の「対象住宅費」には、事前評価(標準家賃等)と事後評価(実際の家賃負担)の2つ方式があることを意識して、生活保護の住宅扶助特別基準¹³と実際の家賃負担(ここでは家賃と住宅関係負担金[共益費等]の和)を用いることとした。補助率は、両案とも100%としているが、上限も設けている。事前評価【a】である生活保護の住宅扶助特別基準は、地域別・世帯人員別に、最低限度の生活を保障するに必要な住宅費の公的な基準であり、参照基準としてふさわしいものと考えられる。また事後評価【b】の家賃負担の場合でも、高級賃貸住宅を選択することによって手当額が無制限に増加しないように、家賃負担の上限に住宅扶助特別基準を用いた。つまり、住宅扶助特別基準以上の家賃の場合、【b】の住宅手当支給額は【a】と同額となり、補助率は100%未満となる。

また「自己負担額」は、【a】、【b】ともに世帯収入の一定割合を支払う方法を用いることとし、その負担割合を16.1%とした。この16.1%は、『全国消費実態調査』の民間借家・借間の家賃負担率(=家賃/世帯収入)の平均値を用いている。【a】、【b】ともに給付対象世帯の所得制限は設けていないが、住宅手当の支給額は、住宅扶助特別基準および実際の家賃負担から世帯所得の16.1%を差し引いた金額をベースに算出されるため、高所得者の場合は支給額がゼロとなり、実質的に所得制限が課せられていることになる。また特に【b】では実際の家賃負担が世帯所得の16.1%未満の世帯は支給対象外となる。

【c】は家賃の低廉化支援を参考に、月額4万円とした。家賃負担の上限額は設定していない。所得制限も同様に、家賃の低廉化支援のセーフティネット住宅に入居できる低額所得者の所得基準である月収15.8万円¹⁴を用いた。

なお実際の家賃負担が住宅手当額を下回る場合(【a】、【c】の両案で生じうる)は、手当額は実際の家賃負担額とした。

4. 分析結果

(1) 住宅費負担率軽減効果

まず住宅手当導入による、住宅費負担率の軽減効果を検討する。図1は、所得階級別に、住宅手当導入

¹³ 住宅扶助特別基準とは、家賃・地代等が住宅扶助の基準額を超える場合の、厚生労働大臣が定める住宅扶助の限度額である。なお、「単身世帯/2~6人世帯/7人以上世帯」・「都道府県/指定都市/中核市」×「1・2級地/3級地」別に定められている。

¹⁴ 収入月収は(世帯の年間総所得金額-同居・扶養親族控除額-特別控除額)÷12ヶ月で計算される。本稿では分析の簡易化やデータから特定できないために、老人扶養親族控除、障害者控除等の特別控除額は用いていない。また同居・扶養親族控除の対象者にも、非同居親族は含んでいない。

前後の住宅費負担率の変化を示したものである。住宅手当の支給対象は、先述の通り、民間賃貸世帯と公社・公団の賃貸世帯としているが、図1には、比較のために持家世帯と公営賃貸世帯も掲載している。

まず、住宅手当導入前の住宅費負担率を確認する。居住形態別の住宅費負担率は、それぞれの平均負担率(括弧内)をみれば分かるように、民間賃貸世帯が最も高く(28.2%)、次いで公社・公団の賃貸世帯(26.8%)となっている。3番目は公営賃貸世帯(19.6%)である。住宅費過重負担率の基準は40%未満であることから、低所得世帯向けの住宅政策として公営住宅が機能しているといえるだろう。最も負担率が低いのは持家世帯(15.5%)である。持家世帯は住宅ローンの返済(本稿では住宅費として含む)もあるが、世帯所得が高いために、住宅費負担率が抑えられているといえるだろう。

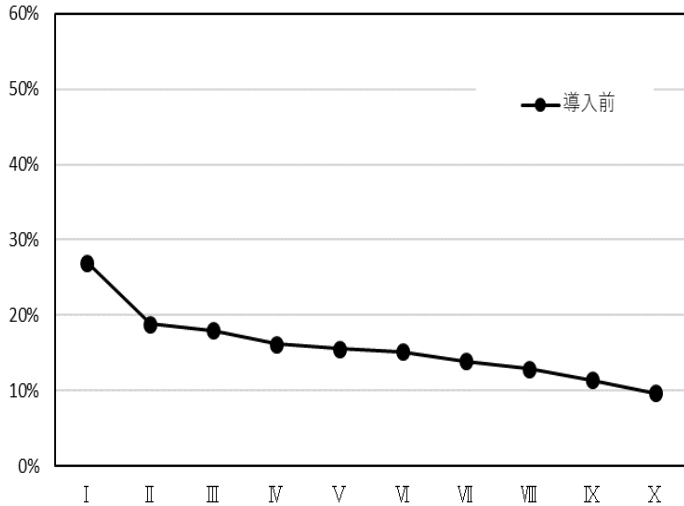
また所得階級別に住宅費負担率を確認すれば、どの居住形態においても低所得層のほうが高い。なかでも、民間賃貸世帯と公社・公団の賃貸世帯の最下位所得層である第I十分位の住宅負担率は50%前後もあり、負担が非常に重い状況にある。

給付後の住宅費負担率の状況に注目すると、住宅手当の導入によって、民間賃貸世帯、公社・公団の賃貸世帯ともに、低所得層(第I～III十分位)の住宅負担率が低下していることが読み取れる。特に、第I十分位での負担率の軽減効果は大きく、民間賃貸世帯の場合は住宅手当の【a】で49.9%から32.9%、【b】で35.9%、【c】で22.9%まで低下している。公社・公団の賃貸世帯の場合でも、住宅手当案【a】で52.3%から29.3%、【b】で35.3%、【c】で23.9%まで低下している。いずれの住宅手当も低所得層の住宅費負担軽減に貢献することができ、特に第I十分位の50%前後の住宅費負担率を、住宅費過重負担基準である40%未満まで引き下げることができる。

(図1) 住宅手当導入前後の住宅費負担率の変化 (等価可処分所得10分位階級×居住形態別)

① 持家世帯

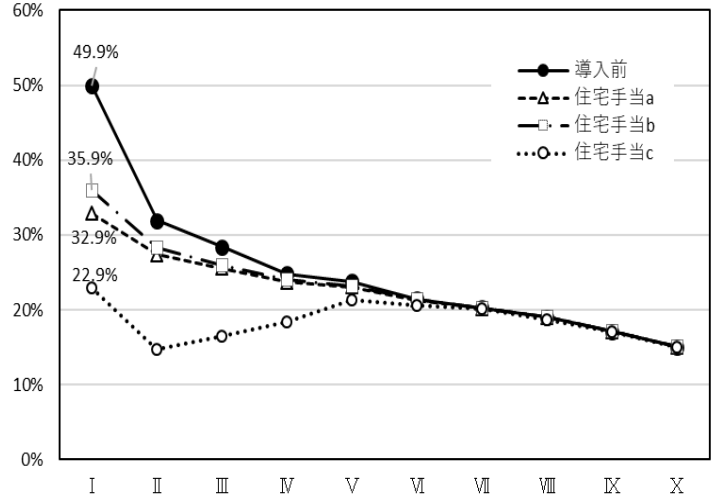
(平均住宅費負担率 15.5%)



② 民間賃貸世帯

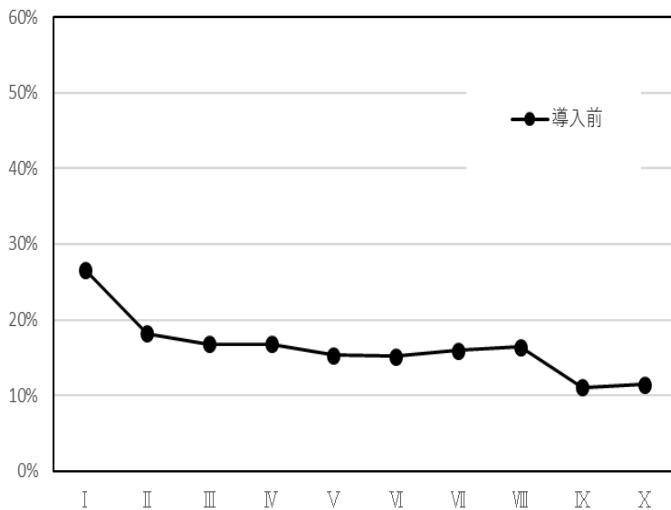
導入前 (平均住宅費負担率 28.2%)

導入後 (住宅手当 a : 24.2%、b : 24.9%、c : 18.7%)



③ 公営賃貸世帯

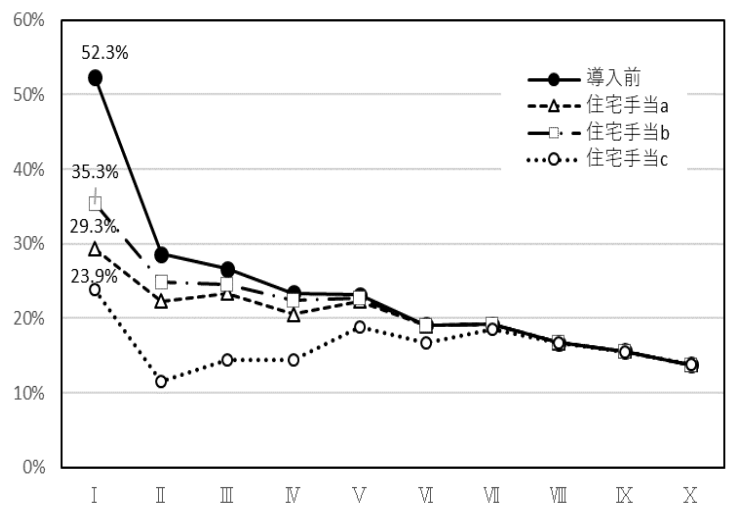
(平均住宅費負担率 19.6%)



④ 公社・公団の賃貸世帯

導入前 (平均住宅費負担率 26.8%)

導入後 (住宅手当 a : 21.6%、b : 23.3%、c : 16.4%)



出所：『全国消費実態調査』の個票データより筆者作成

注1：(導入前)住宅費負担率=住宅費/可処分所得である。(住宅手当導入後)住民費負担率=(住宅費—住宅手当)/可処分所得である。

注2：公営賃貸世帯については、もともと公営住宅により大幅な住宅費負担軽減が行われており、住宅手当導入の効果を計測することが難しいため、今回のシミュレーションの対象外であるが、参考として持ち家世帯と同様、実際(導入前)の平均住宅費負担率のみ示した。

(2) 貧困率削減効果

次に、住宅手当導入による貧困率削減効果について検討する。図2は、住宅手当導入前後の居住形態別の相対的貧困率の変化を示したものである。冒頭の問題意識でも示したように、高齢期の生活水準を支える主要な経済的資源が年金と住宅であるとすると、高齢者の貧困状況と住宅との関係について特に注目する必要がある。そこで図2では、65歳未満の現役世代と65歳以上の引退世代に分けて、居住形態別の貧困率を検討している。

まず住宅手当導入前の貧困率を、現役世代(65歳未満)から確認すれば、公営賃貸世帯の貧困率が最も高く26.8%となっている。これは、公営住宅に入居するためには収入要件を満たす必要があり、結果として貧困世帯が多くなるのが原因であろう。次いで、民間賃貸世帯の13.1%、公社・公団世帯の賃貸世帯の11.1%が続いている。これらの賃貸世帯は、総人口の貧困率(8.9%)よりも高い水準にある。持家世帯の場合は6.6%である。現役世代の場合、持家世帯は住宅ローンなどを利用して住宅購入するだけの収入があるため、貧困率は低くなるといえる。

引退世代(65歳以上)では、民間賃貸世帯の貧困率が最も高く29.5%となっている。政策的に低所得世帯が集中する公営賃貸世帯の貧困率の28.1%をも上回る水準にある。またこの結果は、現役期に住宅資産形成ができなかった民間賃貸世帯に住む高齢者は、同時に年金給付水準も低く、低年金のなか重い住宅費負担があるため、家計は苦しい状況にあることを示唆している。次に公社・公団住宅の高齢者で14.6%が続き、こちらも高い水準にある。一方、持家世帯の場合は9.2%と貧困率の総人口の平均と同じ程度の水準にある。

次に導入後の貧困率の変化をみてみれば、住宅手当の導入によって、現役世代・引退世代の民間賃貸世帯、公社・公団の賃貸世帯の貧困率が大きく低下していることが読み取れる。

まず現役世代の民間賃貸世帯では導入前の13.1%から、住宅手当案【a】で9.8%へ、【b】で10.4%へ、【c】で6.8%まで低下する。公社・公団の賃貸世帯の導入前の11.1%から、【a】で6.7%へ、【b】で8.5%へ、【c】で5.4%まで低下する。

引退世代でも、民間賃貸世帯の導入前の29.5%から、【a】で19.8%へ、【b】で22.0%へ、【c】の場合は17.0%まで低下する。公社・公団の賃貸世帯の場合は、導入前の14.6%から、【a】で9.6%へ、【b】で12.5%へ、【c】で9.1%まで低下する。

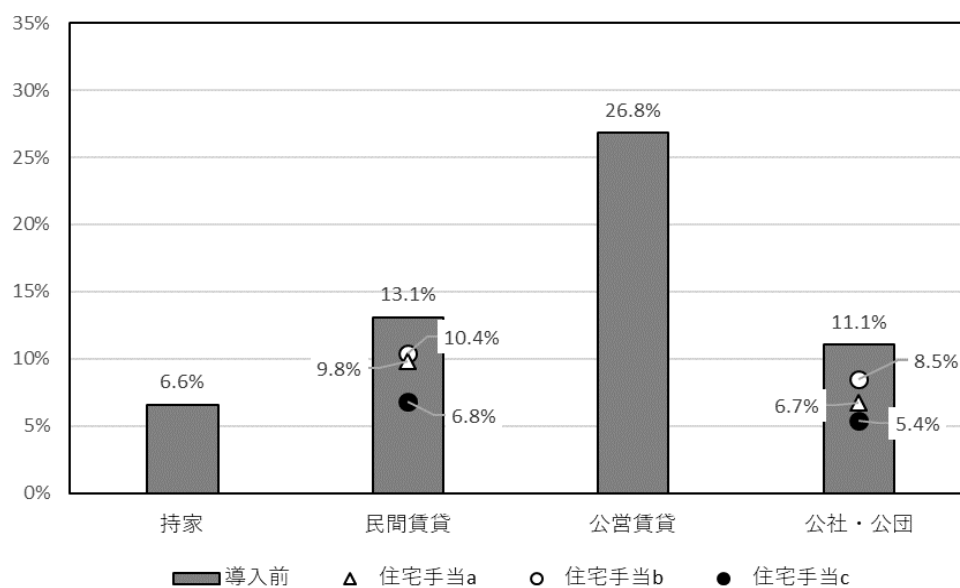
以上のように、本稿で検討した3つの仮想的な住宅手当導入はいずれも貧困率削減において有効な政策である¹⁵。特に補助上限を月額4万円とした住宅手当【c】は給付水準も高いことから効果を発揮し、賃貸世帯(民間賃貸や公社・公団の賃貸ともに)の貧困率を4~5割程度削減する。諸外国で導入されているような住宅手当【a】であっても、2~4割程度削減させる。

ただし、住宅手当導入の貧困削減効果については現役と引退世代で大きく異なることも注目される。現役世代では民間賃貸世帯の貧困率を総人口の貧困率なみに引き下げる効果がある一方、高齢者の民間賃貸世帯では導入によって10%ポイント程下がるものの、依然として総人口の貧困率の2倍程度ある。

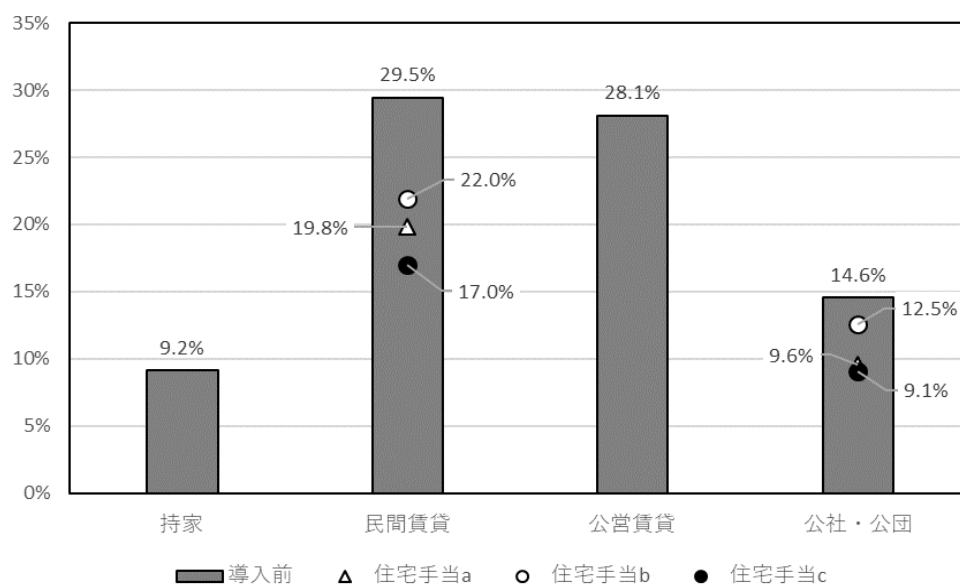
¹⁵ なお粗い推計であるが、住宅手当の一人あたり平均給付額に『人口推計(平成21年10月1日現在)』の人口1億2751万人を掛け合わせて算出した各案の所要財源は、【a】約8300億円、【b】約6700億円、【c】約2兆1200億円となる。また本稿での『全国消費実態調査』の民間賃貸世帯割合(17.8%)は『国勢調査(2010年)』(28.1%)の値(民間借家の世帯割合)よりも低いため、実際の所要額は推計額よりも増加する可能性がある。

(図2) 住宅手当導入前後の貧困率の変化(現役世代/引退世代×居住形態別)

① 現役世代(65歳未満)



② 引退世代(65歳以上)



出所:『全国消費実態調査』の個票データより筆者作成

注1: 棒グラフが住宅手当導入前の貧困率であり、ポイント(●○△)で示されているのが、各案の住宅手当導入後の貧困率である。

注2: 公営賃貸世帯については、もともと公営住宅による大幅な住宅費負担軽減が行われており、住宅手当導入の効果を計測することが難しいため、今回のシミュレーションの対象外であるが、参考として持ち家世帯と同様、実際(導入前)の貧困率のみ示した。

5. むすびにー日本における住宅手当の高い有効性

本稿では『全国消費実態調査』を用い、各国の住宅手当制度を参考に制度設計上の要点をまとめたうえで、諸外国と日本の制度を参考にした 3 種類の仮想的な住宅手当導入により、どれほど住宅費軽減や貧困率削減が期待できるのか、シミュレーションを行った。

3 種類の仮想的な住宅手当は現行の日本の社会保障制度を前提としている。より具体的には支給対象を民間賃貸世帯と公社・公団の賃貸世帯として、また給付水準は【a】住宅扶助特別基準－自己負担額[世帯総収入×16.1%]、【b】実際の家賃負担(家賃＋住宅関係負担金)－同自己負担額(ただし、実際の家賃が住宅扶助特別基準以上の世帯については【a】と同額の給付)、【c】月額 4 万円(所得制限:月収 15.8 万円)の 3 案とした。なお実際の家賃負担が住宅手当額を下回る場合(【a】、【c】の両案で生じうる)は、手当額は実際の家賃負担額とした。

分析結果は、住宅費軽減や貧困率削減のいずれについても、住宅手当導入の政策効果が大きいことを示している。

第1に、導入前の住宅費負担率は賃貸世帯(民間、公社・公団)の場合は低所得層で重く、とくに所得階級の第 I 十分位の場合は 5 割前後である。しかし、【a】や【c】の住宅手当を導入すれば第 I 十分位の住宅費負担率を 4 割未満まで引き下げ可能である。

第2に、どの住宅手当導入でも、賃貸世帯(民間、公社・公団)の貧困率をかなり削減することができる。具体的には住宅手当【a】は貧困率を 2～4 割程削減でき、また【c】は貧困率を 4～5 割程削減できる。

第3に、住宅手当導入の貧困削減効果については現役と引退世代で大きく異なる。現役世代では民間賃貸世帯の貧困率を総人口の貧困率なみに引き下げる効果がある一方、高齢者の民間賃貸世帯では 10%ポイント程引き下げるものの、それでもなお総人口の貧困率の 2 倍程度あること、などが明らかになった。

若干の政策含意を述べれば、これまで日本の家計は、現役期に住宅購入を行い引退期の所得低下に備えるという、住宅資産を用いたライフサイクル上の生活水準の安定化を図ってきた。その意味で日本の高い持家率は、社会保障制度を支える基盤の一つであった。しかし、住宅資産形成を前提とした社会保障制度では、本稿でも示したように、住宅購入できなかった高齢者の相対的貧困リスクは高くなる。現役世代の持ち家率は低下傾向にあり、今後も低所得者向けの住宅保障の充実は優先課題の一つである。

そうしたなか、住宅手当は貧困リスクの高い賃貸世帯を対象とした現金給付であり、本稿のシミュレーション分析でも明らかになったように、低所得の賃貸世帯の住宅費軽減、貧困削減について有効な政策といえよう。

参考文献

- 稲垣誠一(2010)「マイクロシミュレーションモデルを用いた公的年金の所得保障機能の分析」『季刊社会保障研究』46(1), pp.23-34.
- 海老塚良吉・篠原二三夫(2012)「イギリスの家賃補助制度」日本住宅総合センター(2012)『欧米主要国における家賃補助制度および公共住宅制度等に関する調査研究』,pp.1-25.
- 齋藤純子(2013)「公的家賃補助としての住宅手当と住宅扶助」『レファレンス』63(12), pp.3-26.
- 田中聡一郎・四方理人(2012)「マイクロシミュレーションによる税・社会保険料の推計」ソシオネットワーク戦略ディスカッションペーパーシリーズ(関西大学ソシオネットワーク戦略研究機構), 第25号.
- 内閣府(2015)『諸外国における子供の貧困対策に関する調査研究報告書』内閣府.
- 日本住宅総合センター(2012)『欧米主要国における家賃補助制度および公共住宅制度等に関する調査研究』調査研究レポート No.09305.
- 半谷俊彦(2012)「ドイツの家賃補助制度」日本住宅総合センター(2012)『欧米主要国における家賃補助制度および公共住宅制度等に関する調査研究』,pp.67-75.
- 榎谷美恵子(2012)「フランスの家賃補助制度」日本住宅総合センター(2012)『欧米主要国における家賃補助制度および公共住宅制度等に関する調査研究』,pp.83-95.
- 平山洋介(2011)『都市の条件:住まい、人生、社会持続』NTT 出版.
- 増井英紀(2020)「欧州各国の住宅手当制度」『個人金融』14(4), pp.24-35.
- 丸山桂(2010)「低所得者向け住宅手当について」『成蹊大学経済学部論集』41(2), pp.169-186.
- 丸山桂(2013)「居住水準を考慮した低所得者向け住宅政策の実証分析」『成蹊大学経済学部論集』44(1), pp.77-102.
- 室田信一(2010)「住宅セーフティネット」の拡充:家賃補助」埋橋孝文・連合総合生活開発研究所編『参加と連帯のセーフティネット:人間らしい品格ある社会への提言』ミネルヴァ書房.
- 森周子(2019)「ドイツの住宅福祉政策と空き家対策①」『社会保障研究』3(4), pp.564-566.
- 山田篤裕、駒村康平、四方理人、田中聡一郎、丸山桂(2018)『最低生活保障の実証分析』有斐閣.
- Kuriko Watanabe and Soichiro Tanaka “Measurement of Housing Affordability in Japan (1994-2009),” *mimeo*.
- Peter A. Kemp, ed (2007) *Housing Allowances in Comparative Perspective*, Bristol: The Policy Press.
- Peter A. Kemp (2012) “Access and Affordability: Housing Allowances”, Susan J. Smith, ed., *International Encyclopedia of Housing and Home*, Amsterdam: Elsevier.
- Peter Saunders, Kuriko Watanabe, Melissa Wong (2015) “Poverty and Housing among Older People: Comparing Australia and Japan”, *Poverty and Public policy*, 7(3), pp.223-239.

参考資料 住宅手当導入の政策効果(シミュレーション結果表)

以下には、住宅手当の導入前後の住宅費負担率および相対的貧困率のシミュレーション結果について、参考資料として掲載する。同資料から、所得階層別・世帯類型別に政策効果を検討することができる。

なお本文でのシミュレーションでは、下記の【a】【b】【c】の3つの案について考察を加えたが、このうち自己負担割合(本文では16.1%を用いた。下記の案では下線箇所)を変更することによって、受給対象者の範囲や所要財源についても変化させることができる。そのため、参考資料では、この自己負担割合を20%、30%とした案も推計に加えて掲載している。

シミュレーション案(支給対象世帯は民間賃貸世帯、公社・公団世帯)

【a】住宅手当支給額 = 住宅扶助特別基準—世帯総所得×16.1%/20%/30%

【b】住宅手当支給額 = 実際の家賃負担[家賃+住宅関係負担金]—世帯総所得×16.1%/20%/30%

【c】住宅手当支給額 = 家賃の低廉化支援 (月額4万円)

表1:住宅手当各案の給付水準(平均受給額・受給世帯割合)と所要財源

	自己負担割合(%)	平均受給額 (月額/万円)	所要財源 (年額/1000億円)	受給世帯割合 (%)		
				総世帯	民間賃貸	公社・公団
住宅手当a	16.1	1.6	8.3	8.3	41.2	51.5
	20	1.6	5.6	5.8	28.9	36.4
	30	1.6	2.6	2.7	13.3	15.5
住宅手当b	16.1	1.5	6.7	7.3	36.9	40.1
	20	1.5	4.4	4.8	24.5	25.0
	30	1.6	2.0	2.0	10.2	11.1
住宅手当c	-	3.6	21.2	9.5	47.2	57.9

出所:『全国消費実態調査』の個票データより筆者作成

注1:平均受給額は、受給世帯の1世帯当たりの平均給付額(月額)である。

注2:所要財源は、1人あたり平均給付額に『人口推計(平成21年10月1日現在)』の人口1億2751万人を掛け合わせて算出している。

注3:受給世帯割合は、総世帯、民間賃貸世帯、公社・公団世帯に占める住宅手当の受給世帯の割合である。

表2:住宅手当導入前後の住宅費負担率(総人口×所得階級別)

	導入前	住宅手当a			住宅手当b			住宅手当c	
		16.1%	20%	30%	16.1%	20%	30%		
総人口	I	32.5	28.3	29.0	30.4	29.1	29.8	31.0	25.9
	II	21.5	20.4	20.9	21.4	20.7	21.1	21.4	17.7
	III	19.8	19.2	19.5	19.8	19.3	19.6	19.8	17.4
	IV	17.4	17.2	17.4	17.4	17.3	17.4	17.4	16.3
	V	16.6	16.5	16.6	16.6	16.5	16.6	16.6	16.2
	VI	15.7	15.7	15.7	15.7	15.7	15.7	15.7	15.6
	VII	14.5	14.5	14.5	14.5	14.5	14.5	14.5	14.5
	VIII	13.5	13.5	13.5	13.5	13.5	13.5	13.5	13.5
	IX	11.8	11.8	11.8	11.8	11.8	11.8	11.8	11.8
	X	10.0	10.0	10.0	10.0	10.0	10.0	10.0	10.0
計	17.4	16.8	16.9	17.2	16.9	17.0	17.2	15.9	
持家	I	26.9	—	—	—	—	—	—	—
	II	18.9	—	—	—	—	—	—	—
	III	18.0	—	—	—	—	—	—	—
	IV	16.2	—	—	—	—	—	—	—
	V	15.6	—	—	—	—	—	—	—
	VI	15.2	—	—	—	—	—	—	—
	VII	14.0	—	—	—	—	—	—	—
	VIII	12.9	—	—	—	—	—	—	—
	IX	11.4	—	—	—	—	—	—	—
	X	9.7	—	—	—	—	—	—	—
計	15.5	—	—	—	—	—	—	—	
民間賃貸	I	49.9	32.9	35.9	41.6	35.9	38.8	43.8	22.9
	II	31.9	27.3	29.4	31.5	28.2	30.0	31.6	14.7
	III	28.4	25.5	27.0	28.2	26.0	27.3	28.2	16.5
	IV	24.8	23.7	24.5	24.8	24.0	24.6	24.8	18.4
	V	23.8	23.1	23.6	23.7	23.2	23.6	23.7	21.3
	VI	21.4	21.3	21.4	21.4	21.4	21.4	21.4	20.5
	VII	20.3	20.2	20.2	20.2	20.2	20.2	20.2	20.1
	VIII	19.0	19.0	19.0	19.0	19.0	19.0	19.0	18.7
	IX	17.1	17.1	17.1	17.1	17.1	17.1	17.1	17.0
	X	15.0	15.0	15.0	15.0	15.0	15.0	15.0	15.0
計	28.2	24.2	25.3	26.7	24.9	25.9	27.1	18.7	
公営賃貸	I	26.6	—	—	—	—	—	—	—
	II	18.2	—	—	—	—	—	—	—
	III	16.8	—	—	—	—	—	—	—
	IV	16.8	—	—	—	—	—	—	—
	V	15.3	—	—	—	—	—	—	—
	VI	15.2	—	—	—	—	—	—	—
	VII	15.9	—	—	—	—	—	—	—
	VIII	16.4	—	—	—	—	—	—	—
	IX	11.1	—	—	—	—	—	—	—
	X	11.4	—	—	—	—	—	—	—
計	19.6	—	—	—	—	—	—	—	
公社・公団	I	52.3	29.3	32.7	39.7	35.3	38.4	43.8	23.9
	II	28.6	22.3	24.9	27.9	24.8	26.6	28.1	11.6
	III	26.6	23.4	25.1	26.5	24.6	25.7	26.5	14.5
	IV	23.4	20.6	22.3	23.4	22.4	23.2	23.4	14.4
	V	23.1	22.3	23.1	23.1	22.7	23.1	23.1	18.8
	VI	19.1	19.0	19.1	19.1	19.1	19.1	19.1	16.6
	VII	19.2	19.2	19.2	19.2	19.2	19.2	19.2	18.5
	VIII	16.8	16.8	16.8	16.8	16.8	16.8	16.8	16.8
	IX	15.6	15.6	15.6	15.6	15.6	15.6	15.6	15.4
	X	13.8	13.8	13.8	13.8	13.8	13.8	13.8	13.8
計	26.8	21.6	23.1	24.9	23.3	24.4	25.5	16.4	

出所:『全国消費実態調査』の個票データより筆者作成

表3:住宅手当導入前後の住宅費負担率(65歳未満×所得階級別)

	導入前	住宅手当a			住宅手当b			住宅手当c	
		16.1%	20%	30%	16.1%	20%	30%		
65歳未満 人口	I	34.1	29.7	30.6	32.1	30.5	31.3	32.6	26.9
	II	23.2	22.2	22.7	23.2	22.4	22.8	23.2	18.9
	III	21.5	20.9	21.2	21.5	21.0	21.3	21.5	18.7
	IV	19.3	19.1	19.2	19.3	19.1	19.2	19.3	18.1
	V	17.9	17.8	17.9	17.9	17.8	17.9	17.9	17.6
	VI	16.7	16.7	16.7	16.7	16.7	16.7	16.7	16.6
	VII	15.4	15.4	15.4	15.4	15.4	15.4	15.4	15.4
	VIII	14.1	14.1	14.1	14.1	14.1	14.1	14.1	14.1
	IX	12.3	12.3	12.3	12.3	12.3	12.3	12.3	12.3
	X	10.6	10.6	10.6	10.6	10.6	10.6	10.6	10.6
計	18.2	17.6	17.8	18.0	17.8	17.9	18.1	16.7	
持家	I	28.7	—	—	—	—	—	—	—
	II	21.0	—	—	—	—	—	—	—
	III	20.0	—	—	—	—	—	—	—
	IV	18.5	—	—	—	—	—	—	—
	V	17.2	—	—	—	—	—	—	—
	VI	16.4	—	—	—	—	—	—	—
	VII	15.0	—	—	—	—	—	—	—
	VIII	13.6	—	—	—	—	—	—	—
	IX	11.9	—	—	—	—	—	—	—
	X	10.3	—	—	—	—	—	—	—
計	16.5	—	—	—	—	—	—	—	
民間賃貸	I	49.0	33.4	36.4	41.9	35.9	38.8	43.5	22.9
	II	31.7	27.8	29.6	31.4	28.4	30.1	31.5	14.9
	III	28.5	25.8	27.2	28.3	26.2	27.4	28.3	16.9
	IV	24.7	23.8	24.5	24.7	24.1	24.5	24.7	19.0
	V	23.5	22.9	23.4	23.5	23.0	23.4	23.5	21.7
	VI	20.9	20.8	20.9	20.9	20.9	20.9	20.9	20.4
	VII	20.3	20.3	20.3	20.3	20.3	20.3	20.3	20.3
	VIII	18.9	18.9	18.9	18.9	18.9	18.9	18.9	18.8
	IX	16.8	16.8	16.8	16.8	16.8	16.8	16.8	16.7
	X	15.1	15.1	15.1	15.1	15.1	15.1	15.1	15.1
計	27.4	24.0	25.0	26.3	24.6	25.5	26.5	18.8	
公営賃貸	I	27.1	—	—	—	—	—	—	—
	II	17.9	—	—	—	—	—	—	—
	III	16.8	—	—	—	—	—	—	—
	IV	17.0	—	—	—	—	—	—	—
	V	15.9	—	—	—	—	—	—	—
	VI	15.7	—	—	—	—	—	—	—
	VII	16.6	—	—	—	—	—	—	—
	VIII	16.7	—	—	—	—	—	—	—
	IX	10.1	—	—	—	—	—	—	—
	X	12.2	—	—	—	—	—	—	—
計	19.7	—	—	—	—	—	—	—	
公社・公団	I	50.0	31.3	34.8	41.2	36.0	39.0	44.0	24.1
	II	26.4	21.9	24.1	25.7	23.9	25.1	25.8	11.4
	III	24.2	22.9	23.7	24.2	23.4	23.9	24.2	14.6
	IV	21.4	20.3	21.1	21.4	21.0	21.4	21.4	17.0
	V	22.6	22.3	22.6	22.6	22.4	22.6	22.6	21.0
	VI	18.6	18.6	18.6	18.6	18.6	18.6	18.6	17.7
	VII	18.4	18.4	18.4	18.4	18.4	18.4	18.4	18.4
	VIII	16.2	16.2	16.2	16.2	16.2	16.2	16.2	16.2
	IX	15.2	15.2	15.2	15.2	15.2	15.2	15.2	15.1
	X	13.9	13.9	13.9	13.9	13.9	13.9	13.9	13.9
計	24.8	21.2	22.3	23.5	22.3	23.1	23.9	16.9	

出所:『全国消費実態調査』の個票データより筆者作成

表 4:住宅手当導入前後の住宅費負担率(65歳以上×所得階級別)

	導入前	住宅手当a			住宅手当b			住宅手当c	
		16.1%	20%	30%	16.1%	20%	30%		
65歳以上 人口	I	28.6	24.7	25.1	26.2	25.6	26.0	27.0	23.6
	II	16.8	15.8	16.1	16.7	16.1	16.4	16.7	14.6
	III	15.7	15.2	15.5	15.7	15.4	15.6	15.7	14.3
	IV	13.2	12.9	13.1	13.2	13.0	13.2	13.2	12.2
	V	12.8	12.7	12.8	12.8	12.7	12.8	12.8	12.2
	VI	12.0	12.0	12.0	12.0	12.0	12.0	12.0	11.7
	VII	10.7	10.7	10.7	10.7	10.7	10.7	10.7	10.6
	VIII	10.9	10.9	10.9	10.9	10.9	10.9	10.9	10.8
	IX	9.4	9.4	9.4	9.4	9.4	9.4	9.4	9.4
	X	7.6	7.6	7.6	7.6	7.6	7.6	7.6	7.6
計	14.6	13.9	14.1	14.3	14.1	14.2	14.4	13.3	
持家	I	23.6	—	—	—	—	—	—	—
	II	14.5	—	—	—	—	—	—	—
	III	14.3	—	—	—	—	—	—	—
	IV	12.1	—	—	—	—	—	—	—
	V	12.1	—	—	—	—	—	—	—
	VI	11.3	—	—	—	—	—	—	—
	VII	10.5	—	—	—	—	—	—	—
	VIII	10.5	—	—	—	—	—	—	—
	IX	9.0	—	—	—	—	—	—	—
	X	7.6	—	—	—	—	—	—	—
計	12.9	—	—	—	—	—	—	—	
民間賃貸	I	54.3	30.6	33.5	40.4	35.9	38.9	45.3	23.1
	II	33.8	24.0	27.4	32.2	26.5	29.3	32.7	12.8
	III	27.7	22.6	25.5	27.4	24.5	26.4	27.4	12.3
	IV	26.5	22.3	24.5	26.4	23.8	25.6	26.4	11.4
	V	27.8	25.1	25.8	26.4	25.2	25.9	26.4	15.4
	VI	27.8	27.0	27.4	27.4	27.2	27.4	27.4	22.1
	VII	18.7	17.6	17.7	17.8	17.6	17.7	17.8	12.8
	VIII	21.7	21.6	21.7	21.7	21.6	21.7	21.7	17.0
	IX	23.3	23.2	23.3	23.3	23.2	23.3	23.3	22.8
	X	12.6	12.6	12.6	12.6	12.6	12.6	12.6	11.0
計	36.3	25.5	27.8	31.4	28.1	30.1	33.0	17.1	
公営賃貸	I	25.0	—	—	—	—	—	—	—
	II	18.9	—	—	—	—	—	—	—
	III	16.8	—	—	—	—	—	—	—
	IV	16.3	—	—	—	—	—	—	—
	V	12.9	—	—	—	—	—	—	—
	VI	11.1	—	—	—	—	—	—	—
	VII	12.0	—	—	—	—	—	—	—
	VIII	14.1	—	—	—	—	—	—	—
	IX	—	—	—	—	—	—	—	—
	X	—	—	—	—	—	—	—	—
計	19.1	—	—	—	—	—	—	—	
公社・公団	I	57.5	24.9	28.1	36.1	33.7	36.9	43.4	23.5
	II	34.3	23.1	27.0	33.5	27.1	30.4	34.1	12.0
	III	31.7	24.5	28.1	31.4	27.0	29.5	31.4	14.3
	IV	26.3	21.1	24.1	26.3	24.4	26.0	26.3	10.6
	V	24.4	22.5	24.3	24.4	23.5	24.3	24.4	13.0
	VI	21.3	20.8	21.3	21.3	21.3	21.3	21.3	12.1
	VII	24.2	24.2	24.2	24.2	24.2	24.2	24.2	19.2
	VIII	19.2	19.2	19.2	19.2	19.2	19.2	19.2	19.2
	IX	18.7	18.7	18.7	18.7	18.7	18.7	18.7	18.7
	X	—	—	—	—	—	—	—	—
計	32.7	22.7	25.4	28.9	26.1	28.1	30.2	15.0	

出所:『全国消費実態調査』の個票データより筆者作成

注1:「公営賃貸」の第IX・X分位階級、「公社・公団」の第X分位階級は、サンプルサイズが十分でないので掲載していない。

表 5:住宅手当導入前後の住宅費負担率(65歳未満×世帯類型別)

世帯類型別(65歳未満)	導入前	住宅手当a			住宅手当b			住宅手当c
		16.1%	20%	30%	16.1%	20%	30%	
単身	26.4	23.0	23.8	25.0	23.5	24.3	25.3	19.7
夫婦	16.3	15.9	16.1	16.2	16.0	16.1	16.3	15.5
夫婦とその子	18.3	18.1	18.2	18.3	18.1	18.2	18.3	17.3
ひとり親	29.5	24.1	25.3	27.4	25.0	26.2	28.0	20.8
3世代	13.2	13.2	13.2	13.2	13.2	13.2	13.2	13.1
その他	16.1	15.6	15.8	16.0	15.7	15.8	16.0	15.0
(再掲) 単身×居住形態								
持家	20.3	—	—	—	—	—	—	—
民間賃貸	32.3	26.2	27.7	29.8	27.0	28.5	30.4	19.7
公営賃貸	26.8	—	—	—	—	—	—	—
公社・公団	33.8	23.8	25.2	27.7	25.6	26.7	28.9	20.5
(再掲) 夫婦×居住形態								
持家	14.8	—	—	—	—	—	—	—
民間賃貸	24.1	21.9	22.7	23.5	22.3	23.0	23.7	19.3
公営賃貸	18.9	—	—	—	—	—	—	—
公社・公団	25.8	21.5	22.8	24.5	22.9	23.8	25.0	18.3
(再掲) 夫婦とその子×居住形態								
持家	17.7	—	—	—	—	—	—	—
民間賃貸	24.3	22.9	23.5	24.0	23.2	23.7	24.1	18.1
公営賃貸	18.0	—	—	—	—	—	—	—
公社・公団	21.4	20.2	20.9	21.3	20.8	21.2	21.3	15.5
(再掲) ひとり親×居住形態								
持家	19.8	—	—	—	—	—	—	—
民間賃貸	41.6	28.6	31.6	36.6	30.7	33.5	37.9	20.8
公営賃貸	22.7	—	—	—	—	—	—	—
公社・公団	36.4	23.9	26.9	33.0	28.3	30.9	34.9	15.3
(再掲) 3世代×居住形態								
持家	13.0	—	—	—	—	—	—	—
民間賃貸	25.2	24.4	24.6	25.0	24.4	24.6	25.0	18.2
公営賃貸	15.2	—	—	—	—	—	—	—
(再掲) その他×居住形態								
持家	14.2	—	—	—	—	—	—	—
民間賃貸	31.9	26.9	28.3	30.4	28.0	29.2	30.8	20.3
公営賃貸	21.4	—	—	—	—	—	—	—
公社・公団	31.5	23.7	26.2	29.5	26.8	28.2	30.3	20.1
総計(65歳未満)	18.2	17.6	17.8	18.0	17.8	17.9	18.1	16.7

出所:『全国消費実態調査』の個票データより筆者作成

注 1:「ひとり親」は、ひとり親とその子からなる世帯(親同居ひとり親世帯は含まない)であり、また末子年齢は18歳未満である。

一方、「夫婦と子」の場合、世帯主との続き柄のみによるもので、子どもの年齢の条件はない。

注 2:3世代の「公社・公団」はサンプルサイズが十分でないので掲載していない。

表 6:住宅手当導入前後の住宅費負担率(65歳以上×世帯類型別)

世帯類型別(65歳以上)	導入前	住宅手当a			住宅手当b			住宅手当c
		16.1%	20%	30%	16.1%	20%	30%	
単身	19.5	17.2	17.7	18.4	17.7	18.1	18.7	15.6
夫婦	13.3	12.9	13.0	13.2	13.1	13.1	13.2	12.5
夫婦とその子	13.4	13.2	13.3	13.3	13.2	13.3	13.3	13.0
3世代	12.6	12.6	12.6	12.6	12.6	12.6	12.6	12.5
その他	14.2	13.9	14.0	14.1	14.0	14.0	14.1	13.6
(再掲) 単身×居住形態								
持家	15.0	—	—	—	—	—	—	—
民間賃貸	40.0	26.2	28.8	33.3	29.2	31.6	35.5	15.8
公営賃貸	21.6	—	—	—	—	—	—	—
公社・公団	41.0	26.2	28.9	33.5	29.5	32.2	36.0	16.6
(再掲) 夫婦×居住形態								
持家	12.1	—	—	—	—	—	—	—
民間賃貸	32.2	23.9	26.1	29.0	26.7	28.4	30.3	17.7
公営賃貸	17.4	—	—	—	—	—	—	—
公社・公団	28.2	20.5	23.2	26.2	24.2	25.9	27.1	13.1
(再掲) 夫婦とその子×居住形態								
持家	12.5	—	—	—	—	—	—	—
民間賃貸	35.9	29.4	30.9	32.4	30.1	31.5	33.0	23.4
公営賃貸	18.5	—	—	—	—	—	—	—
公社・公団	24.3	20.1	22.4	23.9	21.8	23.3	24.2	13.4
(再掲) 3世代×居住形態								
持家	12.5	—	—	—	—	—	—	—
民間賃貸	25.6	24.9	25.2	25.6	25.0	25.2	25.6	20.6
公営賃貸	14.6	—	—	—	—	—	—	—
(再掲) その他×居住形態								
持家	13.2	—	—	—	—	—	—	—
民間賃貸	30.4	24.5	26.2	28.7	25.8	27.2	29.2	18.0
公営賃貸	19.7	—	—	—	—	—	—	—
公社・公団	34.0	24.6	27.6	30.9	28.1	29.2	31.4	21.1
総計(65歳以上)	14.6	13.9	14.1	14.3	14.1	14.2	14.4	13.3

出所:『全国消費実態調査』の個票データより筆者作成

注1:3世代の公社・公団はサンプルサイズが十分でないので掲載していない。

表 7:住宅手当導入前後の相対的貧困率(65歳未満×世帯類型別)

世帯類型別(65歳未満)	導入前	住宅手当a			住宅手当b			住宅手当c
		16.1%	20%	30%	16.1%	20%	30%	
単身	17.5	14.2	14.6	16.2	14.9	15.5	16.5	13.2
夫婦	5.9	5.4	5.6	5.8	5.6	5.7	5.9	5.3
夫婦とその子	5.7	5.4	5.5	5.7	5.5	5.5	5.7	4.9
ひとり親	50.8	46.6	47.7	50.3	47.2	48.6	50.4	41.9
3世代	6.5	6.5	6.5	6.5	6.5	6.5	6.5	6.5
その他	15.1	14.7	14.8	15.0	14.8	14.8	15.1	14.4
(再掲) 単身×居住形態								
持家	21.4	-	-	-	-	-	-	-
民間賃貸	14.1	8.1	8.9	11.7	9.0	10.2	12.3	6.2
公営賃貸	35.2	-	-	-	-	-	-	-
公社・公団	20.0	9.5	9.5	18.9	18.9	18.9	18.9	4.2
(再掲) 夫婦×居住形態								
持家	5.7	-	-	-	-	-	-	-
民間賃貸	5.8	3.4	4.4	5.6	4.1	4.7	5.7	2.9
公営賃貸	15.6	-	-	-	-	-	-	-
公社・公団	7.7	4.6	7.4	7.7	5.6	7.7	7.7	3.6
(再掲) 夫婦とその子×居住形態								
持家	4.4	-	-	-	-	-	-	-
民間賃貸	10.2	8.4	9.1	10.2	8.8	9.3	10.2	5.1
公営賃貸	19.6	-	-	-	-	-	-	-
公社・公団	6.3	3.9	5.8	6.3	4.4	6.3	6.3	3.0
(再掲) ひとり親×居住形態								
持家	36.6	-	-	-	-	-	-	-
民間賃貸	54.6	45.0	47.2	53.5	46.6	49.0	53.5	33.5
公営賃貸	62.4	-	-	-	-	-	-	-
公社・公団	74.0	56.7	69.4	69.4	56.7	74.0	74.0	49.2
(再掲) 3世代×居住形態								
持家	6.5	-	-	-	-	-	-	-
民間賃貸	6.3	6.3	6.3	6.3	6.3	6.3	6.3	5.4
公営賃貸	17.3	-	-	-	-	-	-	-
(再掲) その他×居住形態								
持家	13.0	-	-	-	-	-	-	-
民間賃貸	27.4	24.4	25.4	26.7	24.7	25.4	27.1	19.9
公営賃貸	33.4	-	-	-	-	-	-	-
公社・公団	21.3	12.0	14.9	21.3	14.9	14.9	21.3	15.9
総計(65歳未満)	8.2	7.7	7.8	8.1	7.8	7.9	8.2	7.2

出所:『全国消費実態調査』の個票データより筆者作成

注 1:「ひとり親」は、ひとり親とその子からなる世帯(親同居ひとり親世帯は含まない)であり、また末子年齢は18歳未満である。

一方、「夫婦と子」の場合、世帯主との続き柄のみによるもので、子どもの年齢の条件はない。

注 2:3世代の「公社・公団」はサンプルサイズが十分でないので掲載していない。

表 8:住宅手当導入前後の相対的貧困率(65歳以上×世帯類型別)

世帯類型別(65歳以上)	導入前	住宅手当a			住宅手当b			住宅手当c
		16.1%	20%	30%	16.1%	20%	30%	
単身	22.8	20.9	21.1	21.8	21.2	21.4	22.2	20.5
夫婦	6.7	6.4	6.5	6.6	6.6	6.7	6.7	6.4
夫婦とその子	9.2	8.9	9.0	9.2	8.9	9.1	9.2	8.9
3世代	6.4	6.4	6.4	6.4	6.4	6.4	6.4	6.3
その他	11.8	11.7	11.8	11.8	11.7	11.8	11.8	11.5
(再掲) 単身×居住形態								
持家	18.9	-	-	-	-	-	-	-
民間賃貸	36.6	23.0	24.6	29.6	25.0	26.6	32.5	20.0
公営賃貸	43.8	-	-	-	-	-	-	-
公社・公団	21.2	18.1	18.1	18.1	19.2	19.2	21.2	16.5
(再掲) 夫婦×居住形態								
持家	5.6	-	-	-	-	-	-	-
民間賃貸	21.0	15.1	15.1	18.6	18.9	19.7	21.0	12.9
公営賃貸	18.1	-	-	-	-	-	-	-
公社・公団	11.2	5.2	6.7	9.5	9.7	11.2	11.2	5.2
(再掲) 夫婦とその子×居住形態								
持家	8.4	-	-	-	-	-	-	-
民間賃貸	22.8	18.0	20.5	22.8	18.3	21.4	22.8	16.7
公営賃貸	23.6	-	-	-	-	-	-	-
公社・公団	13.1	0.0	5.1	13.1	3.7	13.1	13.1	0.0
(再掲) 3世代×居住形態								
持家	6.3	-	-	-	-	-	-	-
民間賃貸	7.8	7.8	7.8	7.8	7.8	7.8	7.8	7.0
公営賃貸	6.3	-	-	-	-	-	-	-
(再掲) その他×居住形態								
持家	11.0	-	-	-	-	-	-	-
民間賃貸	24.7	20.0	22.8	23.8	20.0	22.8	23.8	14.9
公営賃貸	29.7	-	-	-	-	-	-	-
公社・公団	9.3	9.3	9.3	9.3	9.3	9.3	9.3	9.3
総計(65歳以上)	10.9	10.4	10.5	10.7	10.5	10.6	10.8	10.2

出所:『全国消費実態調査』の個票データより筆者作成

注 1:3 世代の公社・公団はサンプルサイズが十分でないので掲載していない。